

手数料及びその料率の一部改正新旧対照表

新				旧			
1. (略)				1. (略)			
2. 業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者(質権者を含む。)は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。				2. 業務規程第111条第2項の規定に基づいて機構が定める同条第1項の手数料以外の手数料及びその料率は、次のとおりとする。この場合において、参加者(質権者を含む。)は、下記の各手数料に消費税及び地方消費税の相当額を加算して機構に納入するものとする。			
区分	徴収対象	徴収料率		区分	徴収対象	徴収料率	
(略)				(略)			
取扱廃止後株券の保管手数料	(略)			取扱廃止後株券の保管手数料	(略)		
証券保管振替システムの統合Web端末の利用に係る手数料	証券保管振替システムの統合Web端末を利用する参加者	(1)業務担当者ユーザID数が5以下の部分	1ユーザIDにつき	月額	(新設)		
				1万円			
		(2)業務担当者ユーザID数が5超10以下の部分	1ユーザIDにつき	月額			
				5千円			
		(3)業務担当者ユーザID数が10を超える部分	1ユーザIDにつき	月額			
				1千円			
(略)				(略)			
(注) 1. ~ 5. (略)				(注) 1. ~ 5. (略)			
附 則							
この改正規則は、平成17年1月1日から施行し、平成17年8月1日以降の手数料及びその料率について適用する。							